

## これまでに次のような健康被害が報告されています

- ⚠ **ホスピタル・ダイエット**などと称する錠剤、カプセル剤を個人輸入から、死亡例を含む重大な健康被害が生じました。
- ⚠ **ED（勃起不全）治療薬の偽造医薬品（ニセ薬）**を消費者が知らずに購入し、健康被害が生じました。
- ⚠ **ダイエット用食品**と称して販売されていた**御芝堂減肥膠囊、天天素清脂膠囊**、**強壯用食品**と称して販売されていた**蟻力神、威哥王、男根増長素**に医薬品成分が含まれていて、健康被害が生じました。
- ⚠ 医師の診察・処方が必要な医薬品である**RU486（内服妊娠中絶薬）**を自己判断で個人輸入して健康被害が生じました。

詳細情報はこちら

【健康被害情報・無承認無許可医薬品情報】

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet.html>

日本国内で正規に流通する医薬品には、それを適正に使用したにもかかわらず重大な健康被害を生じた場合に、被害者の救済を図る公的な仕組み（医薬品副作用被害救済制度）があります。

しかし、個人輸入された医薬品による健康被害は、救済対象となりません。

**医薬品を海外から購入する前に、医師や薬剤師などの専門家と相談するなど、必要性を十分に検討しましょう。**

## 輸入が規制されている薬物など

### ○ 麻薬・向精神薬

医療用の麻薬・向精神薬を、医師から処方された本人が携帯して入国する場合を除いて、一般の個人が輸入することは禁止されています。

（本人が携帯せずに、ほかの人に持ち込んでもらったり、国際郵便などで海外から取り寄せることはできません。）

医療用麻薬（モルヒネ、フェンタニルなど）の携帯輸入（本人が持ち込む）には、事前に相手国政府と地方厚生局長の許可が必要です。

詳しくは、各地方厚生局麻薬取締部までお問い合わせください。

<http://www.nco.go.jp/shinsei.html>

一定量を超える分量の向精神薬（ジアゼパム、トリアゾラム等）又は注射剤を携帯輸入する場合には、医師からの処方せんの写しなど、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証明する書類を併せて携行してください。

### ○ 覚せい剤・覚せい剤原料

覚せい剤（メタンフェタミン、アンフェタミン）のほか、覚せい剤原料（一定濃度を超えるエフェドリンなど）の輸入は禁止されています。

### ○ 大麻・大麻の種子

大麻草、大麻樹脂などの輸入は禁止されています。

## 大麻種子は、輸入できません

全ての大麻種子の輸入は厳重に規制されています。

大麻の不正栽培や、そのために大麻種子を海外から持ち込んだり、他人に提供したりすることは、大麻取締法で処罰されます。

### ○ 指定薬物（違法ドラッグ）

違法ドラッグなど指定薬物（亜硝酸イソブチル、合成カンナビノイドなど）を含む商品は、輸入することはできません。

（指定薬物を含む商品例：「RUSH」、「SPICE」など）

### ○ その他

「ワシントン条約」（絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に基づき、以下のような動物生薬及びこれらを含む製品の輸入は禁止されています。

犀角（サイカク：サイの角）、麝香（ジャコウ：ジャコウジカの分泌物）、虎骨（ココツ：トラの骨）、熊胆（ユウタン：クマの胆のう）

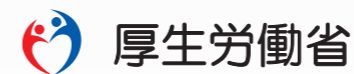
## 健康食品や医薬品、化粧品、医療機器等を海外から購入される方へ

### 医薬品、医療機器などの個人輸入は必要性和危険性をよく考えて

- ！ 日本での有効性や安全性の確認がなされていません。
- ！ 正規の流通品とは異なる劣化品や偽造品の場合もあります。
- ！ 一般の方が自己判断で使用すると危険なことがあります。



自分の健康を守るのは、あなた自身しかいないのです。



TEL 03-5253-1111（代表）

ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

2012年3月

## 医薬品などを、海外から購入する場合には、次のような危険性があります

- ！ 日本の薬事法に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていません。
- ！ 虚偽または誇大な効能・効果、安全性などをうたっている場合があります。
- ！ 不衛生な場所や方法で製造されたものかもしれません。
- ！ 正規のメーカー品を偽った、偽造製品かもしれません。
- ！ 副作用や不具合などが起きた場合に、対処方法が不明なことがあります。

詳細情報はこちら

【医薬品等を海外から購入しようとされる方へ】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/>

## いわゆる「輸入代行」によるトラブルが増えています

個人輸入代行と称し、外国製の医薬品や医療機器を広告して、それらの購入を誘引する仲介業者がいます。

しかし、日本の薬事法に基づく承認や認証を受けていない医薬品や医療機器の広告、発送などを行うことは、違法な行為です。

また、トラブルが生じた場合、輸入代行業者は責任を負わず購入者の責任とされることがあります。

インターネットを利用する際には、業者の氏名、名称、住所、電話番号がサイトに掲載されているか、また、偽造品等の情報を事前にご確認ください。

詳細情報はこちら

【個人輸入において注意すべき医薬品について】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/050609-1.html>

輸入代行業者を利用する際には、くれぐれもご注意ください。

## 医薬品などの個人輸入について

医薬品などの輸入は、不正に国内に流入することを未然に防止し、また、国民の保健衛生上の危害防止の観点から、薬事法や関税法の規制を受けます。

一般の個人が輸入（個人輸入）できるのは、自分自身で使用する場合に限り、**個人輸入した医薬品などを、ほかの人に売ったり、譲ったりすることは認められません。**

個人輸入には、原則として、地方厚生局（厚生労働省の地方支分部局）に必要書類を提出し、薬事法に違反する輸入でないことの証明（「薬監証明」）を受ける必要がありますが、以下の範囲内であれば、特例的に「税関限りの確認」で通関することができます。

### ○ 医薬品・医薬部外品

一般の個人でも医薬品の輸入が可能となっているのは、外国で受けた薬物治療を継続する必要がある場合や、海外からの旅行者が常備薬として携行する場合などへの配慮によるものです。

養毛剤、浴用剤、ドリンク剤などは、日本の薬事法では、**医薬部外品**とみなされる場合もありますが、個人輸入に関しては医薬品と同様の取扱いとなります。

なお、**自己判断で使用すると重大な健康被害を生じる恐れがある医薬品（妊娠中絶薬など）は、数量にかかわらず、医師による処方確認できない限り、一般の個人による輸入は認められません。**

- 毒薬、劇薬または処方せん薬 : **1カ月分以内**  
※原則、注射液については、輸入できません。
- 外用剤（毒薬・劇薬及び処方せん薬は除く） : 1品目につき **24個以内**  
※ミノキシジル含有5%以下の育毛剤については、用法用量からみて2カ月分以内。
- その他の医薬品・医薬部外品 : **2カ月分以内**

### ○ 化粧品

基本的に、医薬品の場合と同じく、個人的に使用する場合に限り、一般の個人による輸入が認められます。

- 1種類につき **24個以内**（例えば口紅の場合、ブランドや色にかかわらず24個以内）

### ○ 医療機器

基本的に、医薬品の場合と同じく、個人的に使用する場合に限り、一般の個人による輸入が認められます。ただし、**医師向けの医療機器の輸入はできません。**

- ※ 家庭において使用する医療機器であっても、医師向けの医療機器に当たる場合があります。
- 家庭用医療機器（例えば、電気マッサージ器など） : **1セット**
- 使い捨て医療機器（例えば、使い捨てコンタクトレンズなど） : **2カ月分以内**

**地方厚生局での「薬監証明」手続きに必要な書類などについては、最寄りの地方厚生局薬事監視専門官までお問い合わせください。**

関東信越厚生局（さいたま市）	TEL 048-740-0800
近畿厚生局（大阪市）	TEL 06-6942-4096
九州厚生局沖縄麻薬取締支所（那覇市）	TEL 098-853-7100

## 健康食品の海外からの購入について

「健康食品」とは、一般に、健康の保持増進に役立つことが期待される食品をいいますが、それさえ食べていれば健康を保てるというものではありません。

**健康的な食生活の基本は、さまざまな栄養素を含んだ食品をバランスよく摂ることです。**

### 海外から購入するときの注意

- 我が国の法律（食品衛生法）で販売などが禁止されているものに該当しないか、よく確認する。  
→ 健康を損なうおそれがあるものとして、**アマメシバの粉末等の加工食品、シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びそれを含む食品**などがあります。
- 摂取して短期間で効いてくる、病気状態が改善されるなどの虚偽、誇大とみられる表示がなされていないか、よく確認する。
- 外国で健康食品（サプリメントを含む）として販売されているものであっても、医薬品成分が含まれていたり、医薬品的な効き目（効能または効果）がうたわれているものは、**日本では医薬品に該当して、輸入できない場合があります。**

### 使用するときの注意

- 表示されている「摂取目安量」を守る。  
→ 錠剤、カプセル剤などの形状をしているものは、過剰に摂取することで、思わぬ健康被害を引き起こす恐れがあります。
- 医薬品（特に、医師から処方された薬剤）や他の健康食品と併用するときは、医師や薬剤師などの専門家に相談する。  
→ 相互作用を生じて、思わぬ健康被害を引き起こす恐れがあります。
- 摂取して体調が悪くなった場合は、すぐに近くの医療機関や保健所に相談する。

詳細情報はこちら

[厚生労働省ホームページ 食品安全情報](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

[独立行政法人 国立健康・栄養研究所ホームページ「健康食品」の安全情報・被害関連情報](http://hfnet.nih.go.jp/contents/index1.html)

<http://hfnet.nih.go.jp/contents/index1.html>

[健康食品Q&A集](http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail696.html)

<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail696.html>

○このリーフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示＝紙ヘリサイクル可

このリーフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。